

第 845 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 845 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 845 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 5 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 6 年 5 月 20 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 12 分
- 2 開催場所 紫波町役場 302 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 4 出席委員 (12 名)

1 番 蒲生庄平 君	2 番 若菜千穂 君	3 番 大沼仁志 君
4 番 鈴木芳勝 君	5 番 山田 讓 君	6 番 佐藤武士 君
7 番 菅川 正 君	8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君
10 番 佐藤廣志 君	11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君
- 5 欠席委員 な し
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	高田 浩一 君
事務局次長	藤根あけみ 君
主任	横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 845 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。
次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

農繁期になりまして、町内の田植え作業も皆さんだいぶ進んでいるように見受けられます。テレビ、新聞では連日ウクライナ、ガザ地区のニュースが報道されており、すぐに終息する気配はありません。コロナに関しましては、昨年 5 月 8 日から分類が季節性インフルエンザと同等に 2 類から 5 類に変更されましたが、今もってあちらこちらで発生が確認されているようです。

また、今年の天候は比較的暖かい日が続きまして、桜の花も例年より 1 週間ほど早く咲

きました。去年は例年より2週間ほど早く咲きましたので、桜はちょっと遅いような気がしております。今年は稲の苗の成長が早く、育苗ハウスの温度管理にいつも以上に神経を使う年だったのではないのでしょうか。我々農業者にとりましては、穏やかな天候が一番望まれるところですが、なにぶん自然が相手の仕事ですので上手く付き合っていかなければならないと思っています。

町内各地区の地域計画策定にむけた会議が開催されています。委員の皆様方にはお忙しい中ではありますが、計画策定のスケジュールにあわせてそれぞれの地域でご協力くださるようお願いいたします。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いいたします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において11番 工藤姫子委員、1番 蒲生庄平委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長(岡市充司君)

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が17件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が4件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

(議案書朗読)

続きまして議案3ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が13件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

(議案書朗読)

以上です。

○議長(岡市充司君)

以上で報告を終結いたします。

○議長(岡市充司君)

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案6ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料1ページからを併せてご覧ください。

(議案書朗読)

この案件につきましては、5月15日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について、本会のご審議、よろしく願います。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号 1 番は、所有者が高齢になったため隣接する農家に売り渡すものです。買い受ける■■■さんは、勤めを続けていますが、農機具一式を所有し、水稻は■■■■■■■■■■へ出荷、ブドウは嫁いだ娘の手伝いを受けながら市場出荷している優良な農家です。

付議番号 2 番は、親戚間の贈与になります。叔父である■■■さんは相続した農地を自分で耕作することがないため、甥の■■■さんに譲りわたすものです。■■■さんは意欲ある農業者で、今後とも適正な管理が期待できます。

付議番号 3 番は、農業後継者に経営を移譲し、農業者年金の付加年金を受給するため親子間で使用貸借権を設定するものです。

農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとの意見となりました。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 8 ページをご覧ください。調査資料は 7 ページからになります。

議案第 3 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、5 月 15 日の農地調整小委員会でご審議いただき、農業

経営基盤強化促進法第 18 条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。決定の上は 5 月 24 日公告予定です。よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番の譲渡人は京都在住で、今後こちらに戻ってくるのが無いため売却するものです。譲受人は水稻のほかトマトを大規模に栽培し、家族三代で農業を営む認定農業者であり、問題がないと思われます。

付議番号 2 番は、当事者間で貸借契約している農地を売買するものです。■■さんは法人経営をする認定農業者であり、耕作管理は問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第 3 号、農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定について、をご説明します。議案 9 ページをご覧ください。また、別添調査資料も 9 ページからとなります。すべて同一事業の所有権移転です。

（議案書朗読）

本案件は、3,000㎡を越すもので、来月行われる常設審議委員会の諮問案件になっております。以上、本案件につきまして5月15日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

1番委員。

○1番（蒲生庄平君）

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、5月15日に現地調査をしてまいりましたので報告いたします。調査員は佐々木正明推進委員、宝木勝三郎推進委員、事務局と私の4名です。

本案件は、農業振興地域内農用地区域外の農地を周辺宅地と一体利用して転用申請するものであり、以下の3点について確認いたしました。まず、事前着工はありませんでした。次に基盤整備が行われてからの年月用件もクリアしています。先ほど説明にあったように工場適地を含み、インターチェンジから300メートルの範囲の転用であることを確認してまいりました。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

この、開発区域に隣接した、紫波第三中学校前に住宅が残っております。確か■■■さんだっただと思いますが、相続放棄されたと聞いており、こちらの取り扱いがどのようなになっているのかお聞きしたいと思っております。

○議長（岡市充司君）

事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

こちらの部分についても、工事の計画エリアであります。今おっしゃったように相続放棄され、所有者がいない状態になっております。しかし、現在関係課と協議し今後、管財人をたてて転用申請できるよう進めることを聞いております。それが着工までに間に合わない可能性もありますので、追認という形で申請が出され最終的に一体として使われる計画になります。

○議長（岡市充司君）

確認ですが、その部分に農地はありますか。

○事務局次長（藤根あけみ君）

はい、宅地と農地になります。

○議長（岡市充司君）

10番。

○10番（佐藤廣志君）

こちらの所有者は、別の場所、山王海土地改良区付近に農地と、新山付近に山林もあるわけですが、それらを取得する場合の手続きを知りたいと思っております。

○議長（岡市充司君）

事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

管財人がついた財産を売り払う時は、裁判所の審判があつてのことなのですが、買い手が見つからないと審判も下せないなので、その辺は注視してまいります。

○議長（岡市充司君）

10 番。

○10 番（佐藤廣志君）

新たな所有者が決まるまでの間の管理をどのようにしていけばいいのでしょうか。隣接した農地があるのでカメムシ対策の草刈りなど地元ボランティアでやっているものなのでしょうか。

○議長（岡市充司君）

暫時休憩いたします。

休憩 開始 午後 2 時 6 分
再開 午後 2 時 10 分

○議長（岡市充司君）

休憩以前に戻します。

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 845 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 12 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員